

○電気設備の技術基準の解釈（20130215商局第4号）の一部を改正する規程 新旧対照表（案）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>制定 20130215商局第4号 平成25年3月14日付け</p> <p>改正 20130318商局第5号 平成25年5月20日付け</p> <p>改正 20130510商局第1号 平成25年5月31日付け</p> <p>改正 20130925商局第1号 平成25年10月7日付け</p> <p>改正 20131213商局第1号 平成25年12月24日付け</p> <p>改正 20140626商局第2号 平成26年7月18日付け</p> <p>改正 20151124商局第2号 平成27年12月3日付け</p> <p>改正 20160309商局第2号 平成28年4月1日付け</p>	<p>（新設）</p>
<p>電気設備の技術基準の解釈</p> <p>経済産業省大臣官房商務流通保安審議官</p> <p>この電気設備の技術基準の解釈（以下「解釈」という。）は、<u>電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第52号。以下「省令」という。）</u>に定める技術的要件を満たすものと認められる技術的内容をできるだけ具体的に示したものである。なお、省令に定める技術的要件を満たすものと認められる技術的内容はこの解釈に限定されるものではなく、省令に照らして十分な保安水準の確保が達成できる技術的根拠があれば、省令に適合するものと判断するものである。</p> <p>この解釈において、性能を規定しているものと規格を規定しているものとを併記して記載しているものは、いずれかの要件を満たすことにより、省令を満足することを示したものである。</p>	<p>電気設備の技術基準の解釈</p> <p>平成27年12月3日改正 商務流通保安グループ 電力安全課</p> <p>この電気設備の技術基準の解釈（以下「解釈」という。）は、<u>当該設備に関する技術基準を定める省令</u>に定める技術的要件を満たすものと認められる技術的内容をできるだけ具体的に示したものである。なお、<u>当該省令</u>に定める技術的要件を満たすものと認められる技術的内容はこの解釈に限定されるものではなく、<u>当該省令</u>に照らして十分な保安水準の確保が達成できる技術的根拠があれば、<u>当該省令</u>に適合するものと判断するものである。</p> <p>この解釈において、性能を規定しているものと規格を規定しているものとを併記して記載しているものは、いずれかの要件を満たすことにより、<u>当該省令</u>を満足することを示したものである。</p>

改正案	現行
目次 (略)	目次 (略)
<p>【常時監視をしない発電所の施設】（省令第46条）</p> <p>第47条 技術員が当該発電所又はこれと同一の構内において常時監視をしない発電所は、次の各号によること。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 第3項から第6項まで、第8項、第9項及び第11項の規定における「随時巡回方式」は、次に適合するものであること。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 発電所は、電気の供給に支障を及ぼさないよう、次に適合するものであること。</p> <p>(イ) 当該発電所に異常が生じた場合に、<u>一般送配電事業者</u>が電気を供給する需要場所（当該発電所と同一の構内又はこれに準ずる区域にあるものを除く。）が停電しないこと。</p> <p>(ロ) 当該発電所の運転又は停止により、<u>一般送配電事業者</u>が運用する電力系統の電圧及び周波数の維持に支障を及ぼさないこと。</p> <p>ハ (略)</p> <p>三・四 (略)</p> <p>2～10 (略)</p> <p>11 第1項に規定する発電所のうち、工事現場等に施設する移動用発電設備（貨物自動車等に設置されるもの又は貨物自動車等で移設して使用することを目的とする発電設備をいう。）であって、随時巡回方式により施設するものは、次の各号によること。</p> <p>一～五 (略)</p> <p>六 <u>一般送配電事業者</u>が運用する電力系統と電氣的に接続しないこと。</p> <p>七～十 (略)</p>	<p>【常時監視をしない発電所の施設】（省令第46条）</p> <p>第47条 技術員が当該発電所又はこれと同一の構内において常時監視をしない発電所は、次の各号によること。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 第3項から第6項まで、第8項、第9項及び第11項の規定における「随時巡回方式」は、次に適合するものであること。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 発電所は、電気の供給に支障を及ぼさないよう、次に適合するものであること。</p> <p>(イ) 当該発電所に異常が生じた場合に、<u>一般電気事業者</u>が電気を供給する需要場所（当該発電所と同一の構内又はこれに準ずる区域にあるものを除く。）が停電しないこと。</p> <p>(ロ) 当該発電所の運転又は停止により、<u>一般電気事業者</u>が運用する電力系統の電圧及び周波数の維持に支障を及ぼさないこと。</p> <p>ハ (略)</p> <p>三・四 (略)</p> <p>2～10 (略)</p> <p>11 第1項に規定する発電所のうち、工事現場等に施設する移動用発電設備（貨物自動車等に設置されるもの又は貨物自動車等で移設して使用することを目的とする発電設備をいう。）であって、随時巡回方式により施設するものは、次の各号によること。</p> <p>一～五 (略)</p> <p>六 <u>一般電気事業者</u>が運用する電力系統と電氣的に接続しないこと。</p> <p>七～十 (略)</p>

改正案	現行
<p>【IEC 60364規格の適用】（省令第4条）</p> <p>第218条 需要場所に施設する省令第2条第1項に規定する低圧で使用する電気設備は、第3条から第217条までの規定によらず、218-1表に掲げる日本工業規格又は国際電気標準会議規格の規定により施設することができる。ただし、<u>一般送配電事業者及び特定送配電事業者</u>と直接に接続する場合は、これらの事業者の低圧の電気の供給に係る設備の接地工事の施設と整合がとれていること。</p> <p style="text-align: center;">218-1表（略）</p> <p>2・3（略）</p>	<p>【IEC 60364規格の適用】（省令第4条）</p> <p>第218条 需要場所に施設する省令第2条第1項に規定する低圧で使用する電気設備は、第3条から第217条までの規定によらず、218-1表に掲げる日本工業規格又は国際電気標準会議規格の規定により施設することができる。ただし、<u>一般電気事業者及び特定電気事業者</u>と直接に接続する場合は、これらの事業者の低圧の電気の供給に係る設備の接地工事の施設と整合がとれていること。</p> <p style="text-align: center;">218-1表（略）</p> <p>2・3（略）</p>
<p>【分散型電源の系統連系設備に係る用語の定義】（省令第1条）</p> <p>第220条 この解釈において用いる分散型電源の系統連系設備に係る用語であつて、次の各号に掲げるものの定義は、当該各号による。</p> <p>一（略）</p> <p>二 分散型電源 <u>電気事業法（昭和39年法律第170号）第38条第4項第四号に掲げる事業を営む者以外の者が設置する発電設備等であつて、一般送配電事業者が運用する電力系統に連系するもの</u></p> <p>三（略）</p> <p>四 逆潮流 分散型電源設置者の構内から、<u>一般送配電事業者が運用する電力系統側へ向かう有効電力の流れ</u></p> <p>五～十三（略）</p>	<p>【分散型電源の系統連系設備に係る用語の定義】（省令第1条）</p> <p>第220条 この解釈において用いる分散型電源の系統連系設備に係る用語であつて、次の各号に掲げるものの定義は、当該各号による。</p> <p>一（略）</p> <p>二 分散型電源 <u>一般電気事業者及び卸電気事業者以外の者が設置する発電設備等であつて、一般電気事業者が運用する電力系統に連系するもの</u></p> <p>三（略）</p> <p>四 逆潮流 分散型電源設置者の構内から、<u>一般電気事業者が運用する電力系統側へ向かう有効電力の流れ</u></p> <p>五～十三（略）</p>
<p>【限流リアクトル等の施設】（省令第4条、第20条）</p> <p>第222条 分散型電源の連系により、<u>一般送配電事業者が運用する電力系統の短絡容量が、当該分散型電源設置者以外の者が設置する遮断器の遮断容量又は電線の瞬時許容電流等を上回るおそれがあるときは、分散型電源設置者において、限流リアクトルその他の短絡電流を制限する装置を施設すること。ただし、低圧の電力系統に逆変換装置を用いて分散型電源を連系する場合は、この限りでない。</u></p>	<p>【限流リアクトル等の施設】（省令第4条、第20条）</p> <p>第222条 分散型電源の連系により、<u>一般電気事業者が運用する電力系統の短絡容量が、当該分散型電源設置者以外の者が設置する遮断器の遮断容量又は電線の瞬時許容電流等を上回るおそれがあるときは、分散型電源設置者において、限流リアクトルその他の短絡電流を制限する装置を施設すること。ただし、低圧の電力系統に逆変換装置を用いて分散型電源を連系する場合は、この限りでない。</u></p>

改正案	現行
<p>【<u>一般送配電事業者</u>との間の電話設備の施設】（省令第4条、第50条第1項）</p> <p>第225条 高圧又は特別高圧の電力系統に分散型電源を連系する場合（スポットネットワーク受電方式で連系する場合を含む。）は、分散型電源設置者の技術員駐在箇所等と電力系統を運用する<u>一般送配電事業者</u>の<u>事業所</u>等との間に、次の各号のいずれかの電話設備を施設すること。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 次に適合する場合は、一般加入電話又は携帯電話等</p> <p>イ・ロ （略）</p> <p>ハ 災害時等において通信機能の障害により当該<u>一般送配電事業者</u>と連絡が取れない場合には、当該<u>一般送配電事業者</u>との連絡が取れるまでの間、分散型電源設置者において発電設備等の解列又は運転を停止すること。</p>	<p>【<u>一般電気事業者</u>との間の電話設備の施設】（省令第4条、第50条第1項）</p> <p>第225条 高圧又は特別高圧の電力系統に分散型電源を連系する場合（スポットネットワーク受電方式で連系する場合を含む。）は、分散型電源設置者の技術員駐在箇所等と電力系統を運用する<u>一般電気事業者</u>の<u>営業所</u>等との間に、次の各号のいずれかの電話設備を施設すること。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 次に適合する場合は、一般加入電話又は携帯電話等</p> <p>イ・ロ （略）</p> <p>ハ 災害時等において通信機能の障害により当該<u>一般電気事業者</u>と連絡が取れない場合には、当該<u>一般電気事業者</u>との連絡が取れるまでの間、分散型電源設置者において発電設備等の解列又は運転を停止すること。</p>
<p>【<u>低圧連系時の系統連系用保護装置</u>】（省令第14条、第15条、第20条、第44条第1項）</p> <p>第227条 低圧の電力系統に分散型電源を連系する場合は、次の各号により、異常時に分散型電源を自動的に解列するための装置を施設すること。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 <u>一般送配電事業者</u>が運用する電力系統において再閉路が行われる場合は、当該再閉路時に、分散型電源が当該電力系統から解列されていること。</p> <p>三・四 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>【<u>低圧連系時の系統連系用保護装置</u>】（省令第14条、第15条、第20条、第44条第1項）</p> <p>第227条 低圧の電力系統に分散型電源を連系する場合は、次の各号により、異常時に分散型電源を自動的に解列するための装置を施設すること。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 <u>一般電気事業者</u>が運用する電力系統において再閉路が行われる場合は、当該再閉路時に、分散型電源が当該電力系統から解列されていること。</p> <p>三・四 （略）</p> <p>2 （略）</p>
<p>【<u>高圧連系時の系統連系用保護装置</u>】（省令第14条、第15条、第20条、第44条第1項）</p> <p>第229条 高圧の電力系統に分散型電源を連系する場合は、次の各号により、異常時に分散型電源を自動的に解列するための装置を施設すること。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 <u>一般送配電事業者</u>が運用する電力系統において再閉路が行われる場合は、当該再閉路時に、分散型電源が当該電力系統から解列されていること。</p> <p>三・四 （略）</p>	<p>【<u>高圧連系時の系統連系用保護装置</u>】（省令第14条、第15条、第20条、第44条第1項）</p> <p>第229条 高圧の電力系統に分散型電源を連系する場合は、次の各号により、異常時に分散型電源を自動的に解列するための装置を施設すること。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 <u>一般電気事業者</u>が運用する電力系統において再閉路が行われる場合は、当該再閉路時に、分散型電源が当該電力系統から解列されていること。</p> <p>三・四 （略）</p>

改正案	現行
<p>【特別高圧連系時の施設要件】（省令第18条第1項、第42条）</p> <p>第230条 特別高圧の電力系統に分散型電源を連系する場合（スポットネットワーク受電方式で連系する場合を除く。）は、次の各号によること。</p> <p>一 <u>一般送配電事業者</u>が運用する電線路等の事故時等に、他の電線路等が過負荷になるおそれがあるときは、系統の変電所の電線路引出口等に過負荷検出装置を施設し、電線路等が過負荷になったときは、同装置からの情報に基づき、分散型電源の設置者において、分散型電源の出力を適切に抑制すること。</p> <p>二・三 （略）</p> <p>四 前号に規定する中性点接地工事を施すことにより、<u>一般送配電事業者</u>が運用する電力系統内において電磁誘導障害防止対策や地中ケーブルの防護対策の強化等が必要となった場合は、適切な対策を施すこと。</p>	<p>【特別高圧連系時の施設要件】（省令第18条第1項、第42条）</p> <p>第230条 特別高圧の電力系統に分散型電源を連系する場合（スポットネットワーク受電方式で連系する場合を除く。）は、次の各号によること。</p> <p>一 <u>一般電気事業者</u>が運用する電線路等の事故時等に、他の電線路等が過負荷になるおそれがあるときは、系統の変電所の電線路引出口等に過負荷検出装置を施設し、電線路等が過負荷になったときは、同装置からの情報に基づき、分散型電源の設置者において、分散型電源の出力を適切に抑制すること。</p> <p>二・三 （略）</p> <p>四 前号に規定する中性点接地工事を施すことにより、<u>一般電気事業者</u>が運用する電力系統内において電磁誘導障害防止対策や地中ケーブルの防護対策の強化等が必要となった場合は、適切な対策を施すこと。</p>
<p>【特別高圧連系時の系統連系用保護装置】（省令第14条、第15条、第20条、第44条第1項）</p> <p>第231条 特別高圧の電力系統に分散型電源を連系する場合（スポットネットワーク受電方式で連系する場合を除く。）は、次の各号により、異常時に分散型電源を自動的に解列するための装置を施設すること。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 <u>一般送配電事業者</u>が運用する電力系統において再閉路が行われる場合は、当該再閉路時に、分散型電源が当該電力系統から解列されていること。</p> <p>三・四 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>【特別高圧連系時の系統連系用保護装置】（省令第14条、第15条、第20条、第44条第1項）</p> <p>第231条 特別高圧の電力系統に分散型電源を連系する場合（スポットネットワーク受電方式で連系する場合を除く。）は、次の各号により、異常時に分散型電源を自動的に解列するための装置を施設すること。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 <u>一般電気事業者</u>が運用する電力系統において再閉路が行われる場合は、当該再閉路時に、分散型電源が当該電力系統から解列されていること。</p> <p>三・四 （略）</p> <p>2 （略）</p>